

平成 2 1 年さいたま市議会 6 月定例会提出議案一覧

合計 2 9 件（専決処分報告議案 3 件・予算議案 5 件・条例議案 1 3 件・一般議案 6 件・道路議案 2 件）

専決処分報告議案

議案第 8 8 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成 2 1 年度さいたま市一般会計補正予算（第 2 号））

議案第 8 9 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成 2 1 年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号））

議案第 9 0 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、平成 2 1 年 3 月 3 1 日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

1 さいたま市市税条例の一部改正

・ 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地に係る負担調整措置の継続

・ 土地に係る平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの固定資産税及び都市計画税について、現行の負担調整措置を継続するもの。

イ 医療関係者養成所に係る非課税措置の拡充

・ 医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）等が設置する固定資産が追加されることに伴い、規定の整備を行うもの。

ウ 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴う申告規定の整備

・ 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産について非課税措置が創設されることに伴い、適用を受けようとする者の申告手続の規定の整備を行うもの。

2 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の一部改正

・ 個人市民税関係

・ 配当・譲渡益に対する軽減税率の延長

・ 平成 2 1 年 1 月 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得について軽減税率の 1 . 8 パーセントを適用するもの。

（施行期日） 平成 2 1 年 4 月 1 日

予算議案

議案第 9 1 号～議案第 9 5 号

（内容）

- ・ 平成 21 年度さいたま市一般会計補正予算（第 3 号）
- ・ 平成 21 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 平成 21 年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 平成 21 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・ 平成 21 年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第 1 号）

条例議案

議案第 96 号 さいたま市長の在任期間に関する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部総務課）

市長が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、同一の者が市長の職に長期にわたり在任することの弊害を防止するため、市長の在任期間について定めるもの。

（内容）

1 在任期間

- ・ 市長の職にある者は、その職に連続して 3 期を超えて在任しないよう努めることとするもの。

2 適用

- ・ この条例の施行の日に市長の職にある者について適用することとするもの。

（施行期日） 公布の日

議案第 97 号 さいたま市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部給与課）

徹底した行財政改革の推進及び近年急速に変動する社会経済情勢等を考慮し、市長の退職手当の特例を定めるため、条例を制定するもの。

（内容）

・ 退職手当の額の特例

- ・ 平成 21 年 5 月 27 日において市長の職にあった者の退職手当について、条例で規定する額からその額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とするもの。

（施行期日） 公布の日

議案第 98 号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴う住宅借入金等特別税額控除の創設その他所要の改正を行うもの。

（内容）

1 さいたま市市税条例の一部改正

(1) 住宅借入金等特別税額控除の創設

- ・ 平成 21 年から平成 25 年までの入居者で、所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用がある者に対して、次のいずれか小さい額を個人市民税から控除する制度を創設するもの。

(ア) 所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税において控除し切れなかった額の 5 分の 3

(イ) 所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 3 を乗じて得た額（ただし、5 万 8

500円を限度とする。)

(2) 長期優良住宅に係る減額措置に係る申告規定の整備

- ・ 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、減額措置の適用がある旨の申告書を提出する際に添付すべき書類等の規定の整備を行うもの。

2 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・ 控除対象寄附金の指定に係る規定の整備
- ・ 個人市民税の寄附金控除の適用対象のうち市長が指定するものについて、規定の施行前に指定を行うこと等について規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成22年1月1日等(1(2)及び2については、公布の日)

議案第99号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律による事務に係る手数料を新設するとともに、建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 手数料の新設

- ・ 長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)又は計画の変更等に係る審査事務について、次のとおり手数料を定めるもの。

審査事務	手数料の額		
	一戸建て	一戸建て以外のもの (以下の額を申請した住戸の数で除した額)	
(1) 計画の認定の審査(建築確認等の審査の申出のないもので、(2)以外のもの)	5万7,000円	床面積の区分に応じ12万7,000円から382万4,000円まで	
(2) 計画の認定の審査(登録住宅性能評価機関の適合証を受けているもので、建築確認等の審査の申出のないもの)	6,000円	床面積の区分に応じ1万3,000円から24万3,000円まで	
(3) 計画の認定の審査(建築確認等の審査の申出のあるもの)	(1)又は(2)の区分に応じた額に建築確認等の審査に相当する額を加算した額		
(4) 計画の変更の認定の審査(建築確認等の審査の申出のないもの)	登録住宅性能評価機関の適合証を受けていないもの	2万8,500円	床面積の区分に応じ6万3,500円から191万2,000円まで
	登録住宅性能評価機関の適合証を受けているもの	3,000円	床面積の区分に応じ6,500円から12万1,500円まで
(5) 計画の変更の認定の審査(建築確認等の審査の申出のあるもの)	(4)の区分に応じた額に建築確認等の審査に相当する額を加算した額		
(6) 譲受人を決定した場合の計画の変更の認定の審査	2,200円		
(7) 計画又は計画の変更の認定の地位承継の承認の審査	2,200円		

2 規定の整備

- ・ 条例中で引用している建築基準法等の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 0 0 号 さいたま市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部指導 2 課)

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実を図るために策定したさいたま市特別支援教育推進計画に基づき、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 題名及び名称の改正

(1) 題名を「さいたま市就学支援委員会条例」とするもの。

(2) 条例の規定中「さいたま市就学指導委員会」を「さいたま市就学支援委員会」に改めるもの。

2 設置目的及び所掌事務の見直し

- ・ 支援委員会の設置目的及び所掌事務の規定中「就学指導」を「就学に係る教育的支援」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 0 1 号 さいたま市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部館岩少年自然の家)

平成 2 1 年 5 月 5 日の前橋市と勢多郡富士見村の廃置分合に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 施設の位置の表示

- ・ 施設の位置の表示を「勢多郡富士見村大字赤城山字赤城山 1 番地の 1 」から「前橋市富士見町赤城山 1 番地 1 」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 0 2 号 さいたま市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会生涯学習部記念総合体育館)

さいたま市記念総合体育館について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 指定管理者による管理

- ・ 記念総合体育館の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。

2 利用料金の収受

- ・ 記念総合体育館の利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの。

(施行期日) 平成 2 2 年 4 月 1 日

議案第 1 0 3 号 さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を政令に準じた額に改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 出産育児一時金の支給額の特例

- ・ 被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額を、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に限り、35万円から39万円に引き上げるもの。

(施行期日) 平成21年10月1日

議案第104号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税の特例を設けるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 長期譲渡所得に係る課税の特例

- ・ 長期譲渡所得の特別控除制度が創設されることに伴い、当該控除後の長期譲渡所得の額についても国民健康保険税の所得割額及び所得に応じた減額を計算する上での所得額に合算するもの。

2 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算に係る課税の特例

- ・ 上場株式等に係る配当所得と譲渡損失の損益通算制度が導入されたことに伴い、損益通算後の金額を国民健康保険税の所得割額及び所得に応じた減額を計算する上での所得額に合算するもの。

3 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例

- ・ 先物取引に係る雑所得等に譲渡所得等が追加されることに伴い、当該譲渡所得等の額についても国民健康保険税の所得割額及び所得に応じた減額を計算する上での所得額に合算するもの。

(施行期日) 平成22年1月1日(1については同年4月1日、3については平成23年1月1日)

議案第105号 さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正に伴う特例を定め、その他所要の改正を行うもの。

(内容)

1 特定化学物質の取扱量等の把握及び報告の特例

- ・ 平成21年度における特定化学物質の取扱量等の把握及び平成22年度における取扱量等の報告は、改正前の政令の規定による特定化学物質について行うこととするもの。

2 規定の整備

- ・ 学校給食法の一部改正に伴い、条例で引用している同法「第5条の2」を「第6条」に改め、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成21年10月1日(2については、公布の日)

議案第106号 さいたま市大宮盆栽美術館条例の制定について

(所管課所・市民局生活文化部文化振興課文化施設建設準備室)

盆栽に関する知識及び教養の向上を図り、盆栽文化の振興に寄与するため、さいたま市大宮

盆栽美術館を設置するもの。

(内容)

1 名称及び位置

- ・ さいたま市大宮盆栽美術館を市内北区土呂町2丁目24番地3に設置するもの。

2 事業

- ・ 美術館の事業は、盆栽資料の収集等、盆栽文化に関する調査及び研究、盆栽文化に関する普及活動その他美術館の設置目的を達成するために必要な事業とするもの。

3 休館日

- ・ 美術館の休館日は、木曜日及び12月29日から翌年1月3日までとするもの。

4 開館時間

- ・ 美術館の開館時間は、3月から10月までにあつては午前9時から午後4時30分まで、11月から翌年2月までにあつては午前9時から午後4時までとするもの。

5 観覧料

- ・ 展示される盆栽資料の観覧料を次のとおりとするもの。

区分	個人	団体	年間観覧料(個人のみ)
一般	300円	200円	1,000円
高校生・大学生・65歳以上	150円	100円	500円
小学生・中学生	100円	50円	300円

6 特別使用料

- ・ 所蔵する盆栽資料の撮影又は原板の使用の許可を受けた場合における特別使用料を次のとおりとするもの。

区分		特別使用料
撮影	学術研究用	520円
	その他	4,200円
原板使用	学術研究用	520円
	その他	3,150円

7 施設等の利用許可及び使用料

- (1) 企画展示室、講座室及び附属設備は、美術館の事業に供していない期間については、許可を受けて美術館の設置目的に即した利用に供することができることとするもの。

- (2) 企画展示室、講座室及び駐車場の利用に係る使用料を次のとおりとするもの。

施設の名	利用区分	使用料
企画展示室	1日	7,640円
講座室	午前(9時から12時まで)	1,890円
	午後(13時から閉館時まで)	1,890円
	1日	3,780円
駐車場	大型車	1台(1回につき) 840円
	一般車	1台(2時間を超える場合) 超過時間30分ごとに100円を加算して得た額に100分の105を乗じて得た額

- (3) 附属設備の利用に係る使用料を規則で定めるものとするもの。

8 指定管理者による管理

- ・ 美術館の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができるものとするもの。

(施行期日) 平成22年3月28日

議案第107号 さいたま市みどりの条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

さいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 引用する条例の題名を「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」に改め、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第108号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 適用区域の追加

- ・ 新たに都市計画決定された地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)を建築物の制限に関する条例の適用区域として追加するもの。

2 適用区域の追加に伴う規定の整備

- ・ 既存不適格建築物の高さの最高限度に関し、適用除外の地区整備計画区域を追加するもの。

(施行期日) 平成21年8月1日

一般議案

議案第109号 防災行政無線(同報系)デジタル化再構築整備工事請負契約について

(所管課所・総務局危機管理部防災課)

(内容)

1 契約の目的

防災行政無線(同報系)デジタル化再構築整備工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

16億6,215万円

4 契約の相手方

三菱・日信・八洲特定共同企業体

議案第 1 1 0 号 財産の取得について

(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

秋葉の森総合公園整備事業用地を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

- (1) 所在地 市内西区大字指扇領辻字流 2 2 6 番ほか 3 2 2 筆
- (2) 取得面積 9 万 1 , 5 5 4 平方メートル

2 取得先

さいたま市土地開発公社

3 取得額

4 2 億 4 , 9 3 6 万 6 , 0 5 5 円

議案第 1 1 1 号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告等にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第 1 1 2 号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告等にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第 1 1 3 号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告等にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第114号 裁判上の和解について

(所管課所・経済局経済部食肉中央卸売市場)

食肉中央卸売市場において、金属片が付着した牛枝肉を回収及び処分をしたことにより生じた損害に係る平成19年10月10日付け損害賠償請求に対し、裁判上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 和解の内容

被告さいたま市は、原告に対し、9,000万円を支払う。

2 当事者

- (1) 原告 さいたま食肉市場株式会社
- (2) 被告 さいたま市

道路議案

議案第115号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	50路線	
開発	12路線	計62路線

議案第116号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	22路線	
開発	0路線	計22路線